

## 第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託仕様書

1 委託業務名 第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）策定業務委託

### 2 業務の目的

生涯を健康で暮らせる「健康文化都市」を目指し健康文化都市推進事業の円滑な運営を図るため、健康増進法及び伊勢市健康づくり推進条例に基づき第3期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）（以下「第3期計画」という。）を策定するにあたり、業務を委託する。

3 計画期間 令和8年度から令和17年度までの10年計画とする。

4 履行期間 契約日から令和8年3月31日まで

### 5 業務内容

#### <令和6年度実施業務>

##### （1）市民健康意識調査の実施、集計、分析業務

現行計画期間（平成28年度～令和7年度）の中間評価（令和2年度実施）後における計画の進捗状況、数値等についての評価を行い、計画における健康づくりを支える仕組みの整備を検討、設定するうえでの基礎資料とするため現状と今後の課題を整理すること。そのための市民健康意識調査を実施、集計、分析を行い、結果をまとめること。

##### ① 調査票等の企画・設計・印刷

・第2期伊勢市健康づくり指針（伊勢市健康増進計画）（以下「第2期計画」という。）策定時に使用した調査票を基本とし、提案を含めたアンケート調査票を企画・設計し、必要部数を作成すること。

○調査票 2,050部 \*内、50部は見本として納品すること

○封筒 ・発信用（角2）、返信用（長3） 各 2,020部

また、インターネットによる回答を可能とするため、受託者においてサーバー等を用意し、調査票と同内容のWEBページを制作したうえで回答を回収すること。

・現行の第2期計画の評価を行うことができる調査項目や分析方法についても提案すること。

##### ②調査の実施

##### <調査票の郵送配布・郵送回収>

・調査票及び返信用封筒を発信用封筒に封入のうえ、本市が作成する宛名ラベルを貼付し、受託者において発送すること。

・調査票の回収は市が行う。回収した調査票の受け渡し方法については受託者と協議するが、必要な費用は受託者が負担すること。

・発送及び返信にかかる費用は受託者が支払うこと。

##### <WEB併用調査>

- ・WEB調査の実施にあたり、専用のホームページを設けること。また、専用のホームページにアクセスできるQRコードを作成すること。
- ・回答者のIDとパスワードを設定し、回答が重複しないよう工夫すること。
- ・インターネットによる回答については、回答者個人が特定されないようにすること。

### ③データ入力、集計及び分析

- ・回収された調査票のデータ入力、単純集計、クロス集計を行うとともにグラフ等を活用して分析を行うこと（インターネットによる回答を含む）。
- ・自由回答については意見を取りまとめて分類すること。
- ・分析コメント、調査結果の総括を行うこと。

### (2) 会議開催にあたっての資料作成等支援（必要に応じて運営支援）

伊勢市民健康会議の開催にあたり、必要に応じその運営支援を行うこと。

- ・計画策定にあたり、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する会議（構成員13名程度）の開催に必要な資料を作成すること。
- ・必要時には事前協議を行い会議に同席し、必要に応じて資料を説明し議事進行を補佐すること。
- ・会議は、令和6年度は2回程度開催予定。

### (3) 第2期計画の評価と第3期計画の策定に向けた検討、スケジュールの作成

- ・アンケート結果や健康指標等を基に、第2期計画の評価を行うとともに第3期計画の基本的な方向性を検討（第3期計画は、市が別に定める第4次伊勢市食育推進計画の内容を盛り込み、一体化した計画とする。ただし、本件業務委託において、第4次伊勢市食育推進計画の内容は見直さないが、数値目標の再設定は行う。）し、概要のまとめを作成すること。
- ・スケジュール作成を行うこと。

### ※第4次伊勢市食育推進計画

令和5年度～令和9年度計画。「生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的とし、食育に関する施策を総合的に推進するために策定。

## <令和7年度業務>

### (1) 計画策定支援

- ・前年度に引き続き作業を行い、課題の抽出、整理を行い、課題に対応した検討を行い計画案を作成すること。
- ・計画案については計画素案、計画案を随時作成すること。また、適宜記載内容の修正や全体の構成、レイアウトデザイン、図面作成を行うこと。
- ・パブリックコメントに公表する資料作成、意見に対する助言等の支援等を行うこと。
- ・計画書及び概要版を設計、作成すること。

- ・必要に応じて、電話、メール等で助言や支援を行うこと。また、本市と連絡を密にし、必要に応じて打ち合わせを随時行い、計画の策定に向けた助言や提案を積極的に行うこと。

(2) 会議開催にあたっての資料作成等支援（必要に応じて運営支援）

令和6年度に引き続き、伊勢市民健康会議の開催にあたり、必要に応じその運営支援を行うこと。

- ・計画策定にあたり、会議の開催に必要な資料を作成すること。
- ・必要時には事前協議を行い会議に同席し、必要に応じて資料を説明し議事進行を補佐すること。
- ・会議は、令和7年度は2～3回程度開催予定。

## 6 成果品の納品

次の成果品を市へ納入すること。

全てにおいて、電子データ（Word形式、Excel形式及びPDF形式）を随時提出すること。

※Microsoft Office2010、2013、2016で開ける形式であること

（令和6年度）

①アンケート調査票の電子データを収録したCD-R等 1式

②アンケート調査結果報告書

集計票にグラフ、表、分析コメント等を付して、調査結果報告書を作成すること。

- ・調査結果報告書（A4版 単色刷） 30部
- ・調査結果報告書の電子データを収録したCD-R等 1式

（令和7年度）

①事業計画案

パブリックコメントに公表する資料として作成をすること。

- ・事業計画案の原稿（A4版 単色刷） 1部
- ・事業計画案の電子データを収録したCD-R等 1式
- ・概要版案の原稿（A4版、単色刷） 1部
- ・概要版案の電子データを収録したCD-R等 1式

②事業計画書、概要版

（納品時期：令和8年1月末を目処に納品すること。）

- ・事業計画書（A4版 表紙4色 本文2色）の原稿 1部
- ・概要版（A4版 4色刷）の原稿 1部
- ・事業計画書、概要版の電子データを収録したCD-R等 1式

## 7 業務上の留意事項

①着実な業務運営がなされるよう、工程管理を的確に行うこと。

- ②国の計画の内容や動向に留意しながら、実情に即した計画策定に努めること。
- ③計画策定にあたっては、市の地域特性を十分配慮すること。
- ④本業務の納入成果品は、市が著作権を有するものとし、受託者は市の承諾なしに他に公表及び貸与、使用してはならない。ただし、計画策定にあたり実施する各種調査のデータ及び報告書については、市が事前に承認した用途（新しい取り組みを紹介する研究成果発表や事例共有などの会合、市のホームページや資料上での掲載など）の限りにおいて公表することを許可するものとする。また、納入成果品のうち、従前より受託者又は仕入先が著作権を有するものについては、著作権は保留されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は市に帰属されるものとする。
- ⑤本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により市に対して損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- ⑥個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- ⑦受託者は、インターネットによる回答に関する情報、そのほか本業務に関する情報の流出や消失がないよう、データの管理やセキュリティに関する措置を講じるものとする。
- ⑧本仕様書に定めない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、市と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。